

国と地方公共団体との間の人事交流の実施状況

ここでいう人事交流とは、以下の条件を満たす出向をいいます。

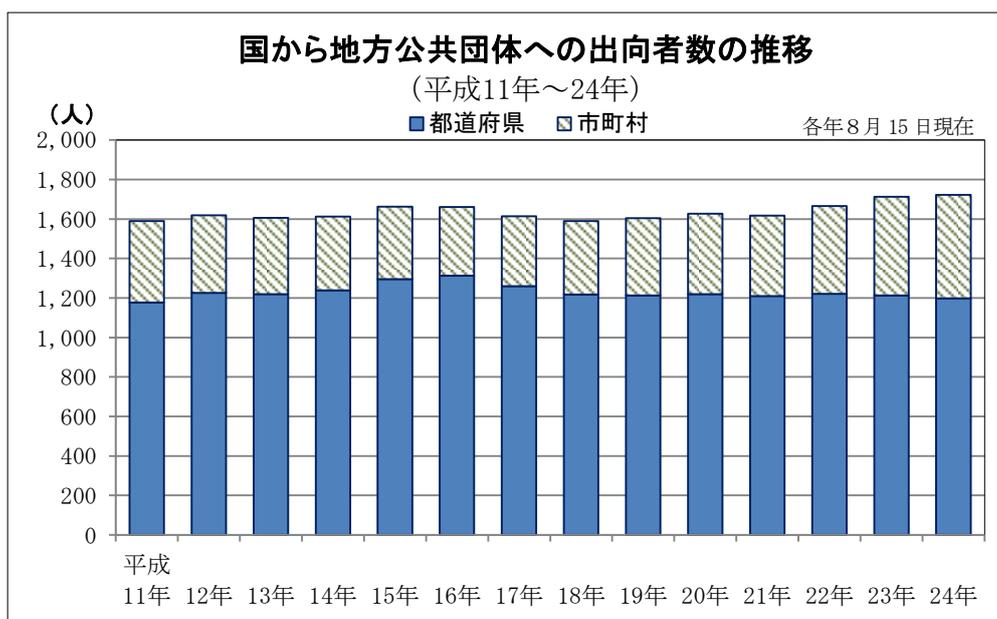
- ① 形態：出向元に復帰することを前提としていること。
- ② 身分：出向者の身分が、海事職俸給表、教育職俸給表及び医療職俸給表の適用職員並びに国家公務員である地方警務官（警視正以上）でないこと。

1 人事交流状況の概要

平成24年8月15日現在における、国と地方公共団体との間の人事交流の状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 国から地方公共団体への出向者数

総数	1,722人	(対前年 +10人)
うち、都道府県へ	1,198人	(対前年 -15人)
市町村へ	524人	(対前年 +25人)



国から地方公共団体への出向者数の推移

(平成11年～24年)

各年8月15日現在 (単位：人)

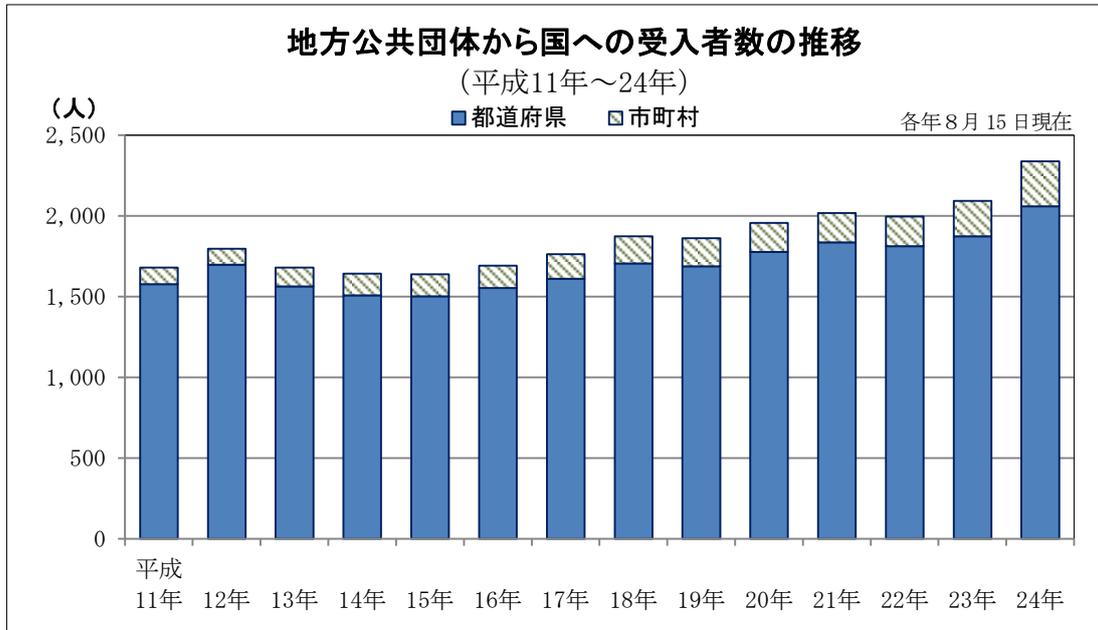
	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	1,590	1,619	1,606	1,612	1,662	1,661	1,613	1,590	1,604	1,627	1,617	1,666	1,712	1,722
都道府県	1,177	1,226	1,219	1,239	1,295	1,313	1,259	1,217	1,213	1,219	1,210	1,220	1,213	1,198
市町村	413	393	387	373	367	348	354	373	391	408	407	446	499	524

※ 東日本大震災に係る復旧・復興のための被災地方公共団体への公務出張など、国家公務員の身分を有したまま派遣された職員は含まれていない。

(2) 地方公共団体から国への受入者数

総数	2,338人 (対前年 +245人)
うち、都道府県からの受入者数	2,060人 (対前年 +186人) (注)
市町村からの受入者数	278人 (対前年 +59人)

注) 平成24年から、他の省庁を経由して外務省へ受け入れている職員を含めることとした。



地方公共団体から国への受入者数の推移

(平成11年～24年)

各年8月15日現在 (単位:人)

	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	1,680	1,796	1,680	1,642	1,638	1,692	1,764	1,873	1,862	1,957	2,018	1,996	2,093	2,338
都道府県	1,578	1,699	1,563	1,508	1,502	1,553	1,612	1,706	1,689	1,777	1,837	1,813	1,874	2,060
市町村	102	97	117	134	136	139	152	167	173	180	181	183	219	278

2 府省別の人事交流状況

平成24年8月15日現在における、国と地方公共団体との間の人事交流についての府省、役職別の状況は、別表1～4を参照してください。

別表1：府省、役職別国から地方公共団体への出向者数

別表2：府省、役職別地方公共団体から国への受入者数

別表3：府省別国から地方公共団体の部長級以上の役職への出向状況

別表4：府省別地方公共団体から国の室長級以上の役職への受入状況

別表1 府省、役職別国から地方公共団体への出向者数

(平成24年8月15日現在、単位：人)

	国から地方への出向(総数)											国から地方への出向(本省)											国から地方への出向(地方支分部局等)										
	都道府県					市町村						都道府県					市町村						都道府県					市町村					
	部長級以上	次長等	課長等	その他		部長級以上	次長等	課長等	その他		部長級以上	次長等	課長等	その他		部長級以上	次長等	課長等	その他		部長級以上	次長等	課長等	その他		部長級以上	次長等	課長等	その他				
総数	1,722	1,198	125	82	298	693	524	246	46	110	122	1,055	719	124	78	286	231	336	202	26	60	48	667	479	1	4	12	462	188	44	20	50	74
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	7	1	0	0	0	1	6	3	0	3	0	4	1	0	0	0	1	3	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	295	194	43	11	59	81	101	71	7	17	6	293	192	43	11	59	79	101	71	7	17	6	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
法務省	16	15	0	0	0	15	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	15	15	0	0	0	15	0	0	0	0	0
外務省	3	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	42	36	8	0	4	24	6	3	0	1	2	16	13	8	0	4	1	3	2	0	1	0	26	23	0	0	0	23	3	1	0	0	2
文部科学省	51	33	5	2	23	3	18	5	3	6	4	51	33	5	2	23	3	18	5	3	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	121	77	11	6	32	28	44	8	2	12	22	98	55	11	6	31	7	43	8	2	12	21	23	22	0	0	1	21	1	0	0	0	1
農林水産省	144	92	4	15	32	41	52	21	4	9	18	104	74	3	13	32	26	30	10	3	6	11	40	18	1	2	0	15	22	11	1	3	7
経済産業省	70	29	6	8	9	6	41	13	2	15	11	39	24	6	8	8	2	15	9	1	4	1	31	5	0	0	1	4	26	4	1	11	10
国土交通省	498	253	45	34	59	115	245	119	26	45	55	277	162	45	32	55	30	115	92	8	11	4	221	91	0	2	4	85	130	27	18	34	51
環境省	21	13	1	4	5	3	8	3	2	2	1	17	10	1	4	4	1	7	3	2	2	0	4	3	0	0	1	2	1	0	0	0	1
防衛省	8	6	0	0	2	4	2	0	0	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2
警察庁	444	444	1	1	70	372	0	0	0	0	0	148	148	1	1	65	81	0	0	0	0	0	296	296	0	0	5	291	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 本資料は、各府省等に対する調査に基づき、総務省において作成したものである(なお、地方公共団体における調査を行った場合、出向後の異動の取扱いや転籍者の取扱い等に差異があり得るため、本資料とは若干異なる結果となり得る。)

※ 海事職俸給表、教育職俸給表、医療職俸給表適用職員及び国家公務員である地方警務官(警視正以上)に係る人事交流は含まない。

別表2 府省、役職別地方公共団体から国への受入者数

(平成24年8月15日現在、単位:人)

	地方から国への出向(総数)									地方から国への出向(本省)									地方から国への出向(地方支分部局等)								
	都道府県					市町村				都道府県					市町村				都道府県					市町村			
		室長級以上	課長補佐級	その他		室長級以上	課長補佐級	その他		室長級以上	課長補佐級	その他		室長級以上	課長補佐級	その他		室長級以上	課長補佐級	その他		室長級以上	課長補佐級	その他			
総数	2,338	2,060	1	569	1,490	278	0	22	256	1,205	1,069	1	328	740	136	0	22	114	1,133	991	0	241	750	142	0	0	142
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	17	10	0	2	8	7	0	2	5	14	10	0	2	8	4	0	2	2	3	0	0	0	0	3	0	0	3
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	71	46	1	6	39	25	0	6	19	71	46	1	6	39	25	0	6	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	14	14	0	2	12	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	13	13	0	1	12	0	0	0	0
外務省	161	156	0	6	150	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	156	0	6	150	5	0	0	5
財務省	62	53	0	0	53	9	0	0	9	8	8	0	0	8	0	0	0	0	54	45	0	0	45	9	0	0	9
文部科学省	60	44	0	12	32	16	0	0	16	60	44	0	12	32	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	75	46	0	22	24	29	0	10	19	61	36	0	20	16	25	0	10	15	14	10	0	2	8	4	0	0	4
農林水産省	77	59	0	4	55	18	0	0	18	65	51	0	2	49	14	0	0	14	12	8	0	2	6	4	0	0	4
経済産業省	37	16	0	1	15	21	0	0	21	16	13	0	1	12	3	0	0	3	21	3	0	0	3	18	0	0	18
国土交通省	216	96	0	27	69	120	0	0	120	51	27	0	11	16	24	0	0	24	165	69	0	16	53	96	0	0	96
環境省	51	35	0	14	21	16	0	4	12	46	31	0	12	19	15	0	4	11	5	4	0	2	2	1	0	0	1
防衛省	3	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	2	0	0	2
警察庁	1,471	1,471	0	472	999	0	0	0	0	791	791	0	260	531	0	0	0	0	680	680	0	212	468	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	13	4	0	0	4	9	0	0	9	13	4	0	0	4	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	4	4	0	0	4	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	5	0	1	4	1	0	0	1	6	5	0	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 本資料は、各府省等に対する調査に基づき、総務省において作成したものである(なお、地方公共団体における調査を行った場合、出向後の異動の取扱いや転籍者の取扱い等に差異があり得るため、本資料とは若干異なる結果となり得る。)

※ 海事職俸給表、教育職俸給表、医療職俸給表適用職員及び国家公務員である地方警務官(警視正以上)に係る人事交流は含まない。

別表3 府省別国から地方公共団体の部長級以上の役職への出向状況

(平成24年8月15日現在)

府省名	出向者数	出向先ポスト名	
		都道府県	市町村
合計	371人	125人	246人
内閣府	3人		陸前高田市副市長 総社市保健福祉部長、石垣市建設部長
総務省	114人	北海道副知事、福島県副知事、千葉県副知事、福井県副知事、岐阜県副知事、愛知県副知事、滋賀県副知事、兵庫県副知事、奈良県副知事、徳島県副知事、愛媛県副知事、鹿児島県副知事 青森県総務部長、岩手県総務部長、宮城県総務部長、秋田県総務部長、山形県総務部長、福島県生活環境部長、茨城県総務部長、埼玉県企画財政部長、東京都知事本局計画調整担当部長、東京都東京消防庁救急部長、東京都東京消防庁成城消防署長、神奈川県保健福祉局長、富山県経営管理部長、石川県総務部長、山梨県総務部長、静岡県危機管理部危機管理監代理兼危機管理部部長代理、滋賀県琵琶湖環境部長、京都府総務部長、兵庫県産業労働部長、和歌山県総務部長、島根県総務部長、岡山県総務部長、広島県総務局長、山口県地域振興部長、香川県総務部長、高知県総務部長、福岡県総務部長、佐賀県文化・スポーツ部長、長崎県文化観光物産局長、宮崎県総務部危機管理統括監兼危機管理局長、鹿児島県企画部長	北海道ニセコ町副町長、宮古市副市長、石巻市副市長、南相馬市副市長、福島県塙町副町長、古河市副市長、那須塩原市副市長、船橋市副市長、相模原市副市長、新潟市副市長、金沢市副市長、飯田市副市長、四日市市副市長、大津市副市長、長浜市副市長、草津市副市長、京都市副市長、岡山市副市長、広島市副市長、松山市副市長、北九州市副市長、福岡市副市長、長崎市副市長、熊本市副市長、熊本県山都町副町長、臼杵市副市長 札幌市財政局長、登別市総務部参与、青森市企画財政部長、十和田市企画財政部理事、二戸市総務部長、仙台市財政局理事、いわき市財政部長、常陸太田市政策企画部長、笠間市経済産業部長、さいたま市財政局財政部長、さいたま市審議監、さいたま市政策局総合政策監、川口市企画財政部長、上尾市企画財政部参事、鶴ヶ島市総合政策部長、市原市危機管理監、横浜市政策局政策部担当部長、川崎市財政局財政部長、川崎市消防局予防部担当部長、相模原市企画市民局財務部長、新潟市財務部長、燕市企画財政部長、上越市財務部長、高岡市経営企画部長、長野市財政部長、静岡市財政局長、浜松市財務部長、彦根市企画振興部長、京都市消防局安全救急部担当部長、京都市総合企画局政策企画室京都創生推進部長、堺市財政局長、池田市総合政策部長、交野市地域社会部参事、神戸市行財政局財政部長、芦屋市総務部参事・財務担当部長、伊丹市理事兼財政基盤部長、和歌山市財政局長、岡山市財政局長、岡山市政策局長、玉野市政策部長、下関市財政部長、徳島市財政部長兼理事、高松市創造都市推進局参事、北九州市財政局長、福岡市総務企画局理事
外務省	1人	東京都知事本局儀典長	
財務省	11人	岩手県副知事 山形県商工労働観光部長、富山県知事政策局長、石川県企画振興部長、岐阜県総務部長、奈良県総務部長、徳島県政策創造部長、熊本県企画振興部長	釜石市副市長、山武市副市長 新宮市総務部参事
文部科学省	10人	宮城県総務部理事（公立大学法人宮城大学副学長）、秋田県企画振興部部長待遇（国際教養大学副学長兼事務局長）、千葉県教育委員会教育長、新潟県総務管理部参事（公立大学法人新潟県立大学事務局長）、広島県教育委員会教育部長	茨城県東海村理事、湖南省教育委員会教育長、神戸市企画調整局科学技術担当部長、島根県津和野町教育委員会教育長、北九州市産業経済局新産業振興部長
厚生労働省	19人	新潟県副知事 青森県健康福祉部長、栃木県保健福祉部保健医療監、千葉県健康福祉部保険医療担当部長、神奈川県保健福祉局参事監、富山県厚生部長、石川県健康福祉部長、長野県健康福祉部長、奈良県医療政策部長、岡山県保健福祉部長、広島県健康福祉局長	桑名市副市長、中津市副市長 千葉県保健福祉局長、船橋市健康福祉局長、神戸市保健福祉局参事、岡山市保健福祉局保健・医療・福祉連携担当局長、下関市保健部長、久留米市協働推進部男女平等推進担当部長
農林水産省	25人	大分県副知事、宮崎県副知事 新潟県農地部長、長崎県農林部政策監	仙北市副市長、出雲市副市長、福岡県大木町副町長、鹿児島県徳之島町副町長 大崎市産業経済部長、茨城県茨城町生活経済部長、佐倉市産業振興部理事、小田原市経済部水産振興担当部長、新潟市農林水産部長、小松市経済環境部長兼環境王国こまつ推進本部部長、勝山市農林部長、伊那市農林部長、焼津市産業振興部長、大府市産業建設部産業振興局長、養父市理事、浜田市経済政策統括監、倉敷市文化産業局参与兼農林水産部長、笠岡市政策部長、西条市参事官、神埼市産業建設部長、宇佐市経済部長

府省名	出向者数	出向先ポスト名	
		都道府県	市町村
経済産業省	19人	秋田県副知事	潮来市副市長、富山市政策監、熱海市副市長、高知市副市長、人吉市副市長、指宿市副市長
		新潟県総務管理部長、愛知県産業労働部長、京都府商工労働観光部理事（産業成長戦略担当）兼雇用政策監、愛媛県経済労働部産業支援局長、大分県商工労働部長	北見市理事、南相馬市経済部理事、佐倉市経済環境部理事、十日町市産業観光部長、瀬戸市交流活力部参事、松江市防災安全部原子力専門監、雲南市産業振興部統括監
国土交通省	164人	茨城県副知事、埼玉県副知事、新潟県副知事、静岡県副知事、京都府副知事、長崎県副知事	鉦路市副市長、大船渡市副市長、一関市副市長、釜石市副市長、岩手県大槌町副町長、気仙沼市副市長、大崎市副市長、上山市副市長、取手市副市長、本庄市副市長、春日部市副市長、深谷市副市長、千葉市副市長、成田市副市長、佐倉市副市長、市原市副市長、浦安市副市長、印西市副市長、香取市副市長、東京都中野区副区長、調布市副市長、鎌倉市副市長、富山市副市長、甲府市副市長、岐阜市副市長、静岡市副市長、沼津市副市長、豊橋市副市長、岡崎市副市長、豊田市副市長、東海市副市長、いなべ市副市長、高石市副市長、東大阪市副市長、和歌山市副市長、三次市副市長、庄原市副市長、高松市副市長、西条市副市長、大牟田市副市長、久留米市副市長、鹿児島市副市長
		青森県県土整備部理事（次長事務取扱）、岩手県復興局復興担当技監（兼）復興局まちづくり再生課総括課長、秋田県建設部長、山形県県土整備部長、群馬県県土整備部長、千葉県県土整備部長、東京都建設局三環状道路整備推進部長、東京都建設局緑化推進担当部長、東京都港湾局計画調整担当部長、東京都知事本局計画調整部計画調整担当部長、東京都都市整備局住宅政策担当部長、新潟県交通政策局副局長、福井県土木部長、山梨県県土整備部長、静岡県交通基盤部港湾局長、京都府建設交通部長、京都府建設交通理事、京都府商工労働観光部京都舞鶴港振興兼建設交通部理事、兵庫県県土整備部長、兵庫県農政環境部参事、兵庫県理事、奈良県土木部長、鳥取県県土整備部長、鳥取県生活環境部くらしの安心局長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局空港港湾部長、広島県土木局土木整備部長、山口県土木建築部長、徳島県県土整備部運輸総局長、徳島県県土整備部長、高知県土木部長、福岡県企画・地域振興部理事（兼）空港対策局長、福岡県県土整備部長、福岡県県土整備部理事、佐賀県県土づくり本部長、長崎県土木部長、熊本県企画振興部総括審議員（兼）交通政策・情報局長、沖縄県土木建築部企画部参事	室蘭市港湾部長、青森市都市整備部長、大船渡市商工港湾部長、久慈市総合政策部産業開発担当部長、仙台市都市整備局理事、相馬市建設部長、水戸市都市計画部長、つくば市環境生活部長、足利市都市建設部長、栃木市都市建設部長、さいたま市技監、川崎市都市計画部長、川口市技監（兼）都市計画部長、朝霞市都市建設部長、船橋市建設局長、野田市建設局長、東京都中央区都市整備部長、東京都台東区都市づくり部長、東京都杉並区都市整備部長、八王子市まちづくり計画部長、横浜市港湾局企画調整部担当部長、川崎市まちづくり局長、川崎市港湾局港湾経営部長、厚木市理事、伊勢原市都市部長、海老名市理事、新潟市都市政策部長、十日町市建設部建設技監、佐渡市総合政策監、金沢市都市整備局長、輪島市建設部長、福井市特命幹（兼）都市戦略部長、飯田市建設部長、伊那市建設部長、駒ヶ根市技監、大垣市技監、各務原市都市建設部参事、静岡県吉田町理事、一宮市建設部長、碧南市建設部建設調整監、大津市技術統括監、四日市港管理組合経営企画部理事、草津市政策監（都市戦略担当）、栗東市建設部技監、京都市産業観光局観光MIC E推進室担当部長、京都市都市計画局長、京都市都市計画局都市企画部都市政策担当部長、宇治市理事、長岡京市理事、木津川市建設部理事、堺市技監、堺市上下水道局理事、高槻市技監、枚方市理事、姫路市技術審議監（兼）都市局長、奈良市総合政策部理事、葛城市都市整備部長、鳥取市都市整備部長、岡山市下水道局長、倉敷市技監、倉敷市建設局都市計画部長、広島市都市整備局長、廿日市市建設部長、下関市港湾局長、下関市都市整備部長、阿南市理事、西条市建設部長、北九州市建築都市局長（兼）計画部長、北九州市港湾空港局長、福岡市港湾局理事、福岡市住宅都市局理事、福岡市総務企画局局長、久留米市都市建設部長、唐津市企画経営部長、熊本市都市建設局技監（兼）都市政策部長、宮崎市都市整備部長、那覇港管理組合常勤副管理者
環境省	4人	富山県生活環境文化部理事	東京都港区副区長 横浜市温暖化対策統括本部担当部長、尼崎市企画財政局理事
警察庁	1人	東京都青少年・治安対策本部長	

※各府省等欄において、上段下段の区分がある場合は、上段に特別職、下段に部長級のポスト名を記載している。

別表4 府省別地方公共団体から国の室長級以上の役職への出向状況

(平成24年8月15日現在)

府省名	受入者数	受入ポスト名
総務省	1人	消防庁消防大学校副校長

地方分権推進計画（抄）

〔平成10年5月29日〕
閣議決定

第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

1 行政改革等の推進

(3) 人事交流と人材の育成

ア 国と地方公共団体との人事交流については、相互・対等交流の促進を原則として、交流ポストの長期固定化により生ずる弊害の排除に配慮しつつ、人事交流を進めることとする。各省庁は、毎年度、それぞれ行われた人事交流の人数、相手先、ポストの実績をわかりやすい形で公表するものとする。また、地方公共団体に対して、国に準じ、必要な措置を講ずるよう要請する。

都道府県と市町村の間の人事交流についても、国と地方公共団体との人事交流と同様の原則によるものとする。

採用昇任等基本方針（抄）

〔平成21年3月3日〕
閣議決定

4 その他職員の採用、昇任、降格及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

(1) 人事交流の推進

イ 地方公共団体との人事交流の推進

相互理解の促進、広い視野を持って政策課題に取り組むことができる人材の育成の観点から、職員に地方公共団体における勤務機会を与えるため、相互・対等交流の促進を原則として、交流ポストの長期固定化により生ずる弊害の排除に配慮しつつ、地方公共団体との人事交流を進める。